

○広島修道大学大学院人文科学研究科学位論文等に関する細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下「学則」という。）、広島修道大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び広島修道大学大学院人文科学研究科履修細則（以下「履修細則」という。）に定める博士論文、修士論文及び特定課題研究論文に関して必要な事項を定める。

(特定課題研究論文)

第2条 特定課題研究論文とは、修士課程（博士前期課程）において課題研究コース修了予定者が「課題研究Ⅰ・Ⅱ」の成果として提出する課題成果論文2本をいう。

第2章 課程修了による博士論文

(論文概要の提出)

第3条 学位規程第12条第1項により、博士の学位の授与を請求する者（以下「学位請求者」という。）は、学位規程第13条による論文提出に先立ち、修了予定年度の4月末日までに、博士論文概要（以下「論文概要」という。）を指導教員に提出するものとする。ただし、特定の事由があるときには、人文科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、その期限を延期することができる。

2 指導教員は、論文概要の受理を研究科委員会に発議し、承認を得なければならない。

3 論文概要は学位申請者の氏名、学籍番号、専攻、博士論文の題目、主題に関する公刊論文の書誌情報（2本以上）、主題に関する学会発表、博士論文の概要（和文の場合2000字程度、英文の場合1000語程度）を含まなければならない。

(学位請求者の資格)

第4条 学位請求者は次の各号のいずれにも該当する者に限る。

(1) 前条に定める論文概要の受理についての承認を得た者

(2) 所定の単位を修得した者又は論文を提出する日の属する年度末までに、所定の単位を修得する見込みの者

(3) 論文の作成等に対する指導（「研究指導」）を受けた者

(博士論文提出の要件)

第5条 博士論文を提出する者は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 主題に関する論文が2本以上あることを原則とする。

(2) 主題に関する論文は公刊論文を原則とする。

(3) 主題に関する学会報告があることを原則とする。

(博士論文の作成様式)

第6条 博士論文の作成様式は、心理学専攻においては、「広島修道大学人文科学研究科心理学専攻修士・博士論文書式についてのガイドライン」、英文学専攻においては、「人文科学研究科英文学専攻博士論文作成様式」に従わなければならない。

(論文提出の時期)

第7条 博士論文は、修了予定年度の9月末日までに提出しなければならない。提出された博士論文に基づき、博士論文審査委員会による中間審査を行う。学位請求者は中間審査結果報告に基づき論文を改稿し、12月20日までに再提出する。

2 前項本文の規定にかかわらず、論文提出の期日が次の各号のいずれかに該当する場合は、以後最初の平日をもってその期日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(論文提出の手続き)

第8条 学位請求者が論文を提出する場合は、次の書類を指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

(1) 論文審査願 1通

(2) 論文目録 1通

(3) 博士論文 3部（コピー可）

(4) 論文の要旨 1通

(5) 履歴書 1通

(博士論文の受理)

第9条 研究科長は、博士論文の提出があったときは、当該論文を受理すべきか否かを研究科委員会に諮るものとする。

2 博士論文の受理を決定する研究科委員会の議事は、博士後期課程論文指導担当教授の3分の2以上の出席を要し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(審査委員会)

第10条 研究科委員会は、論文を受理したときは、直ちに審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、3名以上の審査委員をもって組織し、1名が主査となる。ただし、必要がある場合は、他の研究科又は他の大学院若しくは研究機関等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査基準)

第11条 審査委員会は以下の審査項目を総合的に判断して審査を行う。

- (1) 内容に独創性があり、世界的に最先端の研究を踏まえたものであること。
- (2) 各専攻分野における主題に関する主要な先行研究を踏まえ、かつ十分に理解した上で建設的な批判的検討を行っていること。
- (3) 専攻分野を超えた広い関心が示されており、他の専攻分野への一定の影響力が認められること。
- (4) 広島修道大学における研究者の行動規範を遵守していること。

(審査の期間)

第12条 論文の審査及び試験は、論文を受理した日の属する年度の2月末日までに終了するものとする。

第3章 課程修了によらない博士論文

(予備審査)

第13条 学位規程第12条第2項による学位請求者は、学位規程第13条による論文提出に先立ち、予備審査を受けるものとする。

- 2 研究科長は、当該論文の内容に最も近い領域を専門分野とする博士後期課程論文指導担当教授を予備審査委員として1名委嘱する。
- 3 予備審査委員は、提出された博士論文が審査対象としての要件を備えているか否かの審査を行い、その審査結果について、研究科長に報告しなければならない。

(論文提出の手続き)

第14条 学位請求者は、次の書類を予備審査委員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 論文審査願 1通
- (3) 論文目録 1通
- (4) 博士論文 3部(コピー可)
- (5) 論文の要旨 1通
- (6) 履歴書 1通

(博士論文の受理)

第15条 研究科長は、第13条における審査の結果、博士論文が審査対象要件を備えていると判断された場合、当該論文を受理すべきか否かを研究科委員会に諮るものとする。

2 博士論文の受理を決定する研究科委員会の議事は、博士後期課程論文指導担当教授の3分の2以上の出席を要し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(審査委員会)

第16条 博士論文の受理が決定された場合、その予備審査委員を主査委員とし、研究科委員会の選んだ2名以上の審査委員が論文の審査を行う。ただし、必要がある場合は、他の研究科又は他の大学院若しくは研究機関等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査基準)

第17条 審査委員会は以下の審査項目を総合的に判断して審査を行う。

- (1) 内容に独創性があり、世界的に最先端の研究を踏まえたものであること。
- (2) 各専攻分野における主題に関する主要な先行研究を踏まえ、かつ十分に理解した上で建設的な批判的検討を行っていること。
- (3) 専攻分野を超えた広い関心が示されており、他の専攻分野への一定の影響力が認められること。
- (4) 広島修道大学における研究者の行動規範を遵守していること。

(学力の確認)

第18条 学位規程第15条第3項に規定する学力確認は、学位請求者の公表した学術論文等の審査によるものとする。

2 外国語に関する学力確認については、学位請求者の公表した著作物等の審査あるいは筆答試問又は口頭試問によるものとする。

第4章 修士論文及び特定課題研究論文

(修士論文及び修士論文題目届の提出)

第19条 修士論文は、次の期日までに指導教員を経て研究科委員会に提出しなければならない。

- (1) 前期（春学期）末の修了 7月7日
- (2) 後期（秋学期）末の修了 1月7日（ただし、心理学専攻は12月20日）

2 修士論文題目届は、次の期日までに指導教員を経て研究科長に届け出なければならない。

- (1) 前期（春学期）末の修了 5月31日
- (2) 後期（秋学期）末の修了 6月30日

3 修士論文題目確定届は、次の期日までに指導教員の承認を経て研究科長に届け出なければならない。

- (1) 前期（春学期）末の修了 6月30日

(2) 後期（秋学期）末の修了 11月30日

（修士論文の作成及び提出の様式）

第20条 修士論文の作成様式は、原則として次の各号の定めるところによる。この様式によらない場合は、指導教員と相談し、その指示に従うこと。

(1) 日本語又は英語で作成する。

(2) ワープロ印字により作成する。

〈日本語による作成〉

① 縦書きの場合はA4判よこの用紙に1頁当たり1,200字（1行40字30行）とし、横書きの場合はA4判たての用紙に1頁当たり1,200字（1行40字30行）とする。

② 枚数は、本体33枚以上、その要旨3枚程度とする。ただし、本体には注記及び図表を含み、図表は1点当たり、400字に換算する。また、英文学専攻においては、要旨を英文で作成することとし、語数は1,200語程度とする。

〈英語による作成〉

① A4判たての用紙に1行80字程度、1頁25行とする。

② 語数は、本体17,000語以上、その要旨1,200語程度とする。ただし、本体には注記及び図表を含み、図表は1点当たり170語に換算する。

2 修士論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 各専攻の指定する様式に従い、3部（コピー可）を提出する。

(2) 表紙には、修士論文題目、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

（特定課題研究論文の提出）

第21条 特定課題研究論文は、次の期日までに指導教員を経て研究科委員会に提出しなければならない。

(1) 前期（春学期）末の修了 7月7日

(2) 後期（秋学期）末の修了 1月7日

（特定課題研究論文の作成及び提出の様式）

第22条 特定課題研究論文の作成様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 各専攻の指定する様式に従い、課題成果論文2本を1冊にまとめる。

(2) 前号の各課題成果論文は、各担当教員の承認を得て、修了学期に提出するものを除き、単位修得後に補正することを認めるものとする。

2 特定課題研究論文の提出様式は次の各号に定めるところとする。

(1) 各専攻の指定する様式に従い、3部（コピー可）を提出する。

- (2) 表紙には、特定課題研究論文と題し、構成する各課題成果論文題目、各授業科目名、各担当教員名、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

(課題成果論文の提出)

第23条 課題成果論文は、次の期日までに「課題研究Ⅰ・Ⅱ」の各担当教員に提出しなければならない。

(1) 前期（春学期） 7月7日

(2) 後期（秋学期） 1月7日

(課題成果論文の作成及び提出の様式)

第24条 課題成果論文の作成様式は、次の各号の定めるところによる。この様式によらない場合は、指導教員と相談し、その指示に従うこと。

(1) 日本語又は英語で作成する。

(2) ワードプロ印字により作成する。

〈日本語による作成〉

① 縦書きの場合はA4判よこの用紙に1頁当たり1,200字（1行40字30行）とし、横書きの場合はA4判たての用紙に1頁当たり1,200字（1行40字30行）とする。

② 枚数は、本体17枚以上、その要旨1枚程度とする。ただし、本体には注記及び図表を含み、図表は1点当たり、400字に換算する。また、英文学専攻においては、要旨を英文で作成することとし、語数は600語程度とする。

〈英語による作成〉

① A4判たての用紙に1行80字程度、1頁25行とする。

② 語数は、本体8,500語以上、その要旨600語程度とする。ただし、本体には注記及び図表を含み、図表は1点当たり170語に換算する。

2 課題成果論文の提出様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 表紙を付け、1部を提出する。

(2) 表紙には、授業科目名、担当教員名、課題成果論文題目、指導教員名、学籍番号及び氏名を明記する。

(提出期日の特例)

第25条 第19条、第21条及び第23条に定める学位論文等の提出にかかる期日が学則第36条に定める休日に当たる場合は、その翌日以降の平日を指定するものとする。

(審査委員)

第26条 修士論文又は特定課題研究論文の審査は、その指導教員を主査委員とし、研究科

委員会の選んだ2名以上の審査委員が、これを行う。

(審査基準)

第27条 修士論文の合否は、つぎの基準により総合的に判定する。

- (1) 各専攻分野における主題に関する主要な先行研究を踏まえ、かつ十分に理解していること。
- (2) 論文の形式を備えていること。
- (3) 内容に独創性が認められること。
- (4) 論点が明確であり、論述が論理的であること。
- (5) 学際的あるいは国際的関心が示された研究であること。
- (6) 広島修道大学における研究者の行動規範を遵守していること。

2 特定課題研究論文の合否は、その特性に留意しつつ、前項(修士)各号の基準により総合的に判定する。

(審査の期間)

第28条 修士論文又は特定課題研究論文の審査は、論文提出後2カ月以内に、これを行う。

(その他の必要事項)

第29条 この細則に定めるもののほか、学位論文等の取扱いに必要な事項は研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

- 1 この細則は、2012年11月1日に制定し、2013年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行をもって、広島修道大学学位規程に関する人文科学研究科内規及び広島修道大学大学院人文科学研究科課題研究論文の審査及び最終試験に関する申し合わせは廃止する。
- 3 この細則は、2013年6月6日に第3条第1項、第13条第1項及び第18条第1項を改正し、2013年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、2020年3月2日に第3条第3項、第4条第3号、第6条、第7条、第11条、第17条、第19条第1項第2号、第27条を改正し、2020年4月1日から施行する。ただし、博士前期課程及び修士課程に2019年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この細則は、2020年4月8日に第27条第1項第5号を改正し、2020年4月1日に遡って施行する。ただし、博士前期課程及び修士課程に2019年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 この細則第23条の前期（春学期）の提出期日については、2020年度のみ7月31日までとする。
- 7 この細則は、2021年12月1日に第11条第1項第4号、第17条第1項第4号及び第27条第1項第6号を追加して、2022年4月1日から施行する。